

研究会 「犯罪対策の課題と未来」

弁護士 中崎 隆 (第一東京弁護士会/日弁連法務研究財団会員)

1 概要

日弁連法務研究財団で、「犯罪対策の課題と未来」と題して、以下のとおり、6回にわたり研究会を開催した。

第1回	2022年2月24日 (木) 18時30分-20時 中崎 隆 「FATFから突き付けられた犯罪対策の課題と考えられる立法論 (総論)」
第2回	2022年3月2日 (水) 18時-19時30分 山岡 裕明 弁護士 「外国法人に対する削除・開示請求、訴訟、民事執行等の法的手続をしやすくするための工夫/法改正の可能性」
第3回	2022年3月10日 (木) 18時-19時30分 澁谷 洋平 准教授 (熊本大学) 「刑事法関連分野での課題」(英国犯罪収益法等との比較の観点から)
第4回	2022年3月17日 (木) 18時-19時30分 興津 征雄 教授 (神戸大学) 「法律による行政 vs ガイドラインによる行政? : FATF勧告の国内実施を例に」
第5回	2022年3月24日 (木) 18時-19時30分 石井 由梨佳 准教授 (防衛大学) 「犯罪収益の追跡、没収のための情報共有とプライバシー保護の調整」
第6回	2022年3月31日 (木) 18時-19時30分 中川 丈久 教授 (神戸大学) 「行政法関連分野での課題」

2 中崎発表 (第1回)

まず、第1回では、犯罪が国際化、組織化、複雑化しているため、各国が、協力して対応する必要があり、その対応枠組みの一つとして、FATFがある旨を紹介し、FATF勧告の概要を説明した。FATF勧告の基本的な考え方としては、重要犯罪の防止・訴追等のために、マネロンを犯罪化し、金融機関等をゲートキーパーとし、許認可の対象とした上で、本人確認義務、疑わしい取引の届出義務等の対象とした上で、お金の流れを通じて、犯罪を追跡し、犯罪収益の没収、被害者への返金につなげることで、各国が、相互に協力し、犯罪、マネロンと戦う枠組みとしている。

次に、犯罪対策の最近の動向として、①各国間 (官と官)、官と民、民と民の情報の共有の推進、②大量に収集した情報を、法執行機関等がAIにより分析するデジタルトランスフォーメーションの推進、③犯罪の厳罰化 (Effective, Proportionate and Dissuasive)、④犯罪捜査手段の強化、⑤犯罪収益のはく奪・被害者への返金の重視、⑥人権・プライバシー等との調整のさらなる重視、⑦官民の双方での、グループベースでの法令等遵守態勢整備の重視、⑧金融セクターだけでなく、デジタル産業・通信サービス産業との官民連携の重視 (例: 欧州デジタルサービス法案) 等の傾向がみられる旨を紹介した。

そして、日本が、FATFから対日審査報告の中で指摘された問題点として、没収・保全措置等の実効性が十分でない点、資金等の追跡が十分でない点、金融機関等に対して、比例的で抑止力のある監督 (比例的・抑止的な処分を含む。) が十分でない点、マネロン対策等に係る金融機関等の義務の理解が十分でない点等がある旨を紹介し、いくつかの施策が考えられる旨を発表した。

【考えられる対策の例】

外国会社に対する訴訟、保全等の困難性
<ul style="list-style-type: none"> ○強制執行をしやすくするよう、民事執行法を改正し、情報提供命令の対象に、銀行預金等のDBを有する財務省を、追加できないか。 ○外国会社は、PE認定リスク等を嫌がり、「日本における代表者」の登記義務 (会社法817/818条) に違反するケースが多数 → 訴状の翻訳、外国への送達等は負担が重く、日本における被害者が救済されない結果 → 日本での送達代理人を登記させる制度に改めた上で、マネロンの前提犯罪と指定する等して実効性を高めるか。
資金等の追跡が十分でないこと
<p>1000億を超えるような大型詐欺事件で、収納代行/送金代行会社に詐欺被害者が振り込んだ事例もある。 → 様々な決済サービスを、犯収法において、MSB (Money Services Business) 等として登録にし、(業規制は課さないものの、) マネロン規制の対象とするか。</p>

マネロン罪の実効性不十分
<input type="checkbox"/> 法定刑を引き上げるか。ニュース報道では、政府が罰金上限を500万円以下に引き上げる予定とされているが、何百億円も稼ぐ犯罪組織相手に実効性がないか。 <input type="checkbox"/> 要件を緩和する必要はないか。
没収・保全
<input type="checkbox"/> 刑法等を改正し、債権、ドメイン、暗号資産等を十分に没収できるようにするか。 <input type="checkbox"/> 没収に係る被告人所有についての検察官の立証責任を軽減するか。 <input type="checkbox"/> 行政没収（civil forfeiture）の規定を設けるか。
金融機関等に対する監督不十分
<input type="checkbox"/> Binance等のような、金融庁が警告をしても無視する外国事業者に対し、刑事罰は困難（∵代表者出廷確保困難）⇒業務停止命令・公示送達・行政処分公表の規定を、金商法を真似て他法にも入れるべきか。 <input type="checkbox"/> 業法違反の送金業者等について広告禁止の規定を設けるか。
マネロン対策義務の理解不十分
<input type="checkbox"/> 犯収法を改正するか。 <input type="checkbox"/> グローバルスタンダードによりあわせた内容とするか。

3 山岡弁護士発表（第2回）

山岡弁護士からは、名誉棄損・侮辱、著作権侵害、詐欺等の案件で、外国法人を訴える必要があるケースが増えている点、及び、その場合の課題と対策などについての発表があった。

はじめに、外国法人を相手に法的手続きする必要がある場合がある3つのケースの紹介があった。①プラットフォーム上での名誉棄損・侮辱等のケースにおいてプラットフォーム運営会社（Twitter等）を相手とするケース、②著作権侵害の海賊版サイトや、クレジットカード番号等のフィッシングサイト等が利用するCDNサービスの運営者（Cloud Flare等）を相手とするケース、③マネロンや不正アクセスにより窃取された暗号資産が送付された暗号資産取引所を相手とするケースである。

次に、その場合のハードルについて説明があった。これらの外国法人については、(i) 日本法人を設立していなかったり、(ii) 設立していても当該日本法人は、上記のサービスの運営主体ではないと主張するケースが多く、会社法817条に違反している場合が多い所、(a) 外国への訴状・決定書（仮処分決定と間接強制決定の双方）・判決の送達に時間がかかったり、(b) 訴状等の翻訳の手間がかかったり、(c) 外国政府からの資格証明

書の取得に1ヶ月以上の期間を要したりする等のハードルがあることの紹介があった。また、(d) プロ責法に基づく開示請求は、開示の要件や開示を求めうる情報の範囲が限定されていて、米国法と比べても使いにくい旨の説明があった。

実務上の対策については、(a)・(b)について、外国法人について、恒常的に代理人として日本の大手法律事務所がつくケースについては、裁判所も、一定の範囲で、当該法律事務所への送達を認めている旨の説明があった。また、仮処分の申立書については、「相当と認める方法」による送達認められており、電子メール等による送達でも有効と認められる場合がある旨の説明があった。

一方、決定・判決については、このような方法が認められていないため、仮処分の申立書の場合と同様に、「相当と認める方法」、すなわち、EMS、FAX、emailで送達できないかとの趣旨の法改正提言があった。

次に、(c) との関係では、あらかじめ、法的手続きを提起することが多い外国会社については、資格証明書を多めに請求し、予備としてストックする等の工夫を、事務所として、している旨の説明があった。立法論としては、ネバダ州やシンガポールでは原本はなく、Webからダウンロードして上申書を添えて提出のみ（FC2社・2ちゃんねるの事案）であったりするので、正規のサイトからダウンロードしたものであることが疎明できれば、それ以外の国・州でも、ダウンロードしたものの印刷物で足りるのではないかとの提言があった。

(d) との関係では、日本のプロ責法は、要件（「不特定の者によって受信される」「特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたとき」）が限定されており、かつ、取得できる情報項目も限定されており、使いにくいので、米国において、discoveryの手続きを多用している旨の説明があった（米国連邦法典第28編1782 (a) 参照）。立法論として、要件の緩和等が検討されてしかるべきとの提言があった。

この他、外国の暗号資産交換所に犯罪組織（詐欺犯等）が暗号資産を保有している場合の資産の発見については、日本の警察を通じ、MLAT（法的共助）を通じて取得できる場合があり、凍結については、各暗号資産交換所が対応してくれるという趣旨の発言があった。もっとも、法的共助の手続きが重いため、警察の方に動いていただくのにハードルが高いとの趣旨の説明があった。

なお、今回の研究会後に、法務省が、Google等のIT系の外国会社に対して会社法817条に基づき登記を要請

した旨が報道されている。会社法817条違反の会社について検察庁が起訴を積極的に行えば、上記で言及された問題点の多くは解決するのではないか。

4 澁谷准教授発表（第3回）

澁谷准教授からは、FATF対日相互審査において指摘された点のうち、①マネーロンダリング（ML）についての理解を十分なものにする、②マネロン罪をより実効的なものとする、③より有効な没収手続の可能性を探ることの3点を中心に、英国法との比較法の観点からの発表があった。

まず、①の点については、英国法は、FATF勧告に忠実な部分が多く、理解しやすい法体系となっており、参考となる。

②のマネロン罪との関係では、英国の2002年犯罪収益法（Proceeds of Crime Act）では、(i) 前提犯罪についての限定がなく、あらゆる犯罪についての収益がマネロン罪の対象となりうること（All Crime Approach）、(ii) 犯罪収益と知っている場合だけでなく、犯罪収益と疑い、又は疑うに足る合理的理由があるときにも成立し得るとされていること、犯罪収益の保管行為もマネロン罪の対象となりうることなどから、英国のマネロン罪の方が、日本のマネロン罪よりも成立範囲が広い（同法327条から329条、340条（3）項）。但し、マネロン罪に該当し得る行為について、届出の受理（authorised disclosure [同法338条]）を経て、当局（National Crime Agency [NCA]）から当該行為についての適切な同意（appropriate consent [335条] = Defence Against Money Laundering [DAML]）¹を得た場合は、マネロン罪が成立しない（同法327条から329条の（2）項）。

次に、③のはく奪（没収・追徴）との関係では、第1に、はく奪する財産の発見の端緒となる疑わしい活動の届出

義務（SAR）の範囲が英国の方が広い。すなわち、Regulated Sector²の事業（特定事業）を通じて得た情報により、第三者がマネーロンダリングを行っていることを知り若しくは知ると疑い、又は疑うに足る合理的な事実を把握している場合は、必要とされる届出（Required Disclosure）をする義務を負い、違反は刑事罰の対象となる（同法330条³）。

第2に、英国では、(a) 刑事はく奪（Confiscation）だけでなく、(b) 民事回復（Civil Recovery）の制度がある。

(a) の刑事はく奪との関係では、刑事法院への刑事事件の係属が前提となっている⁴。

また、英国の場合、「crime doesn't pay」（犯罪は割にあわない）と犯罪組織に示すために、犯罪生活様式（Criminal Lifestyle）があると認定された被告人の場合、過去6年間の収入等が犯罪行為によるものと推定する等の、きわめて強力な推定規定がある（同法10条）。（過酷すぎないか等ということで、英国・法律委員会が、刑事はく奪の見直しの検討作業を行っている。）

次に、(b) の民事回復との関係では、高等法院（High Court）に、違法財産について、民事回復命令（recovery order）を申し立てることができる（同法243条以下）⁵。こちらについては、刑事訴追がなくても手続きが可能となっており、必要とされる立証の程度も証拠の優越で足りるとされ（同法241条3項）、回復命令に基づき国が財産を没収しうる。

また、簡易な民事回復の一種として、現金やリストされた一定の財産について、税関等が、差押えを行い、治安判事裁判所に申し立ててこれを没収（forfeiture）することが認められていたりする（同法289条以下）。

そして、一点、注目される点として、捜査・調査機関は、刑事はく奪、民事回復に係る調査のために、特定物件の提出命令（production order [同法345条]）、顧客情報提供命令（customer information order [同法363条]）、搜索・差押え、口座監視命令（金融機関に今後6か月間の取引情報の提出を求めるもの [同法370

1 過去の行為については、同意は得られないようである。https://www.nationalcrimeagency.gov.uk/who-we-are/publications/167-defence-against-money-laundering-daml-faq-may-2018/file

2 特定事業の内容については、同法別紙9参照。

3 SARの根拠規定としては、2000年Terrorism Actの19条も参照。

4 もっとも、刑事裁判の係属前でも、一定の場合には、差押えが認められている（同法47B条・47C条など）。また、被告人に対する被害者への賠償命令（Compensation Order [Criminal Courts (Sentencing) Act] 130条以下）が支払われない場合、Confiscation（はく奪）された額が、被害者に支払われることとされる（犯罪収益法13条（6）項）。

5 米国では、没収（forfeit）された資産を、被害者に分配する規定がいろいろと設けられていたりするが（例：連邦レベルでは、18 CFR §9、カリフォルニア州「CIVIL FORFEITURE ACT」Part 6 Distribution of Proceedsなど）、英国犯罪収益法には同趣旨の規定は見当たらない。

条])などを申し立てることができる。

上記英国法からの示唆として、澁谷准教授からは、(i) 疑わしい取引の届出を活用したマネロン罪の捜査・訴追の推進が重要である旨、(ii) マネロン罪(犯罪収益等隠匿等罪)について、構成要件・法定刑の見直しが検討されてよい旨、(iii) 刑事はく奪、民事没収等のより積極的な活用がなされてよい旨、(iv) 英国では、「犯罪がペイしない」ことを確保するための制度設計がなされている点、及び、剥奪した犯罪収益をマネロン関連機関に配分する制度(ARIS)がある点が参考となる旨などについて、コメントがあった。

5 石井准教授発表(第4回)

石井准教授からは、マネロン対策のための情報の共有の要請と、プライバシー保護の要請との調整について、特に、国際的な協力を焦点をあてて、発表が行われた。

まず、第一に、マネロン対策のための情報の共有の重要性についての説明が行われた。

FATFも、「Consolidated FATF Standards on Information Sharing」(2017)という文書を公表し、当該文書で、政府間(G2G)、事業者・政府間(B2G)、事業者間(B2B)の情報交換の重要性を説いている。

例えば、送金を行う場合は、銀行間で、一定の情報を共有することとなっている(FATF勧告16)。

また、FATFは、犯罪・マネロン対策を行うために、疑わしい取引の検知の精度アップ等の目的で、大量のデータを集積し、これをAI等を用いて分析することの重要であること、並びに、データ保護の要請(及び金融機関の秘密保持の要請)との両立が重要であることについて、「Stocktake on Data Pooling, Collaborative Analytics and Data Protection」(2021年)、「Private Sector Information Sharing」(2017年)などで明らかにしている。(特に、国を超えたデータの共有の場合、データ保護法制との関係が問題となる。)

第二に、データの共有・活用の推進との関係で、日本では、金融庁マネロンガイドラインにおいて、グループ内の情報共有を求めた態勢整備を必要としており、かつ、AI等の新技術の活用が期待される旨を明記している。そして、銀行業界では、全銀協「AML/CFT態勢高度化研究会」(2018年)、「AML/CFT業務共同化に関するタスクフォース」(2021年)を受けて、共同取引フィルタリング・取引モニタリングの取り組みが進められて

いる。そして、そのような共同取引フィルタリング・取引モニタリングを受託する機関の適正を確保するため、資金決済法では、「為替取引分析業者」として当該事業者を規定し、情報の適切な管理義務等を課した(令和4年資金決済法改正)。

また、米国では、愛国者法で、疑わしい取引の届出に係る情報を含め、一定の要件の下で、金融機関間の情報の共有を認めている(§314(B))所、「2020年Anti-Money Laundering Act」による当該規定の改正で、当該共有の要件が緩和されており、マネロン対応目的のデータ共有をさらに推進している。

欧州では、欧州マネロン指令に代わるものとして、マネロン規則案が公表されているが([https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/detail?ref=COM\(2021\)420&lang=en](https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/detail?ref=COM(2021)420&lang=en))、顧客等に係る一定の情報について、グループ内の情報共有を義務付ける規定が設けられている(13条2項)。

中国でも、中国内に設立された金融機関とその海外支店に、グループ・レベルで統合的な資金洗浄対策に係る体制を構築することを求める規定を設ける予定である(反洗銭法改正案14条)。

一方、反対利益についてであるが、①プライバシーとの関係では、プライバシー権があり(OECD原則も参照)、②個人情報保護法制(個人情報保護法、欧州GDPRなど)による個人情報の保護(AI等によるプロファイリング規制を含む。)があり、③金融機関の顧客情報の秘密保持義務がある。特に、AIとの関係では、欧州のAI規制法案(「Proposal for a Regulation Of The European Parliament And Of The Council Laying Down Harmonised Rules On Artificial Intelligence (Artificial Intelligence Act) And Amending Certain Union Legislative Acts」、2021年)などが出ている。

まとめとして、石井准教授から、マネロン対策の必要性と、反対利益の調和の観点からは、マネロン対策法制だけでなく、個人情報保護法制等についても国際的な調和(例：欧州評議会108号条約)を推進することが重要であり、マネロン法制の中でも、利用者情報の保護等を視野に入れた法制の在り方を検討することが有用であるとの趣旨のコメントがあった。

6 興津教授発表（第5回）

興津教授からは、FATF勧告の法源としての性質、及び、犯収法等によるFATF勧告の国内での実施の在り方について、発表があった。

まず、FATF勧告の法的性質については、FATFという団体が条約に基づく国際組織ではないこと、及び、FATF勧告に法的拘束力がない旨についての説明があった。

FATF勧告の各国による履行状況については、FATFの参加国のメンバー同士で相互審査を行うなどし、遵守できていないと評価された場合は、ブラックリスト・グレイリストに掲載し、これらのリストに掲載されたハイリスク国に所在する者との取引については、取引の停止等のリスク低減措置を各国の金融機関等に促すことにより、履行を確保している。「Name and Share（名指しによる非難）」を通じた履行確保の仕組みと言われることもある。

ソフトローといった場合、①法源（条約・国際慣習法）には当たらない規範と、②法源には当たるが、義務内容が特定されていない一般原則や目標などを定める規範を指すことがあるが、興津教授としては、①のみを指して、「ソフトロー」あるいは「非法的国際規範」と呼ぶ用語法を好んで用いていらっしゃるそうである。

そして、法的国際規範のうち、国内的効力を有するもの〔例：国際人権B規約〕については、行政機関・裁判所をも拘束する一方（札幌地判平成9年3月27日）、非法的国際規範を裁判の基準とすることは許されない。但し、法源を解釈する際の補助資料としてなら参照することがありうる（最判平成21年10月29日）。

また、法的国際規範は、法律の留保の原則との関係で、私人に義務を課す行政作用の根拠となりうる一方、条約や、非法的国際規範は、根拠となり得ない（実務・通説）。

例えば、外為法において、「国際収支の均衡を維持し、並びに外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため必要があるとき」に輸出不承認とできる旨の規定があった所、COCOM違反であることを理由に輸出不承認とされた事案について、違法とされた裁判例がある（東京地裁判決昭和44年7月8日⁶）。COCOMは、条約としての効力を有さず、行政庁が非法的国際規範を権利制限の根拠とすることは妥当でないと裁判所が判断したものと理解

できる。

FATF勧告を具体化する法律としては、犯収法がある。もっとも、所管官庁が、FATF勧告に基づくマネロン等規制不遵守を理由として処分を行う場合、犯収法に基づく行政処分ではなく、業法上の行政処分を課す傾向がある。例えば、スルガ銀行に対する犯収法4条1項4号違反等を理由とする業務改善命令・業務停止命令は、銀行法26条1項に基づき行われているし、金融庁ガイドライン違反をも処分理由としてあげた行政処分もある。

なぜ、そのような運用を行っているかについて推察すると、(i) マネロン等規制違反は業法違反の調査に際して発覚するケースが少なくないこと、(ii) 犯収法違反と業法違反とが同時に発覚した場合、両方をまとめて行政処分をした方が適切な処分内容等を選択できること、(iii) 犯収法には業務停止命令は定められていないが、業法に基づいてなら業務停止命令も選択肢となること等が考えられる。

もっとも、そのような運用を取った場合、(a) [犯収法違反の行政処分] 情報の一貫性の欠如、(b) ガイドラインによる行政の助長、(c) 法律に基づく行政の原理との関係で疑義をもたらしかねない等の弊害もありうる。

例えば、銀行法26条1項では、「銀行の業務若しくは財産又は銀行及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるとき」に、業務停止命令等を発することができる旨を規定しているが、FATF勧告を受けた金融庁のガイドラインに基づく措置であって、犯収法上は単なる努力義務にとどまるもの（例：犯収法11条後段）を講じなかったからといって、業務改善命令等を課すことが正当化されるのであろうか。行政指導不服従を理由として考慮することはできないのではないか（行政手続法32条参照）とも思われるため、悩ましい。

このため、ガイドライン頼みではなく、法改正を含む立法措置による対応が積極的に検討されてよいのではないかとの趣旨のコメントがあった。

7 中川教授発表（第6回）

中川教授からは、極悪層対策についての欠如と、極悪層対策のために考えられる追加的な立法措置等についての発表をいただいた。

6 興津征雄「行政機関による非法的国際規範の国内における実現——ココムとFATF」（法律時報2022年4月号）。

(1) 極悪層対策の不十分

第1に、極悪層への対応が不十分という点については、3つの点で、大きな欠落がある旨の説明があった。

①	行政法上の義務に対する強制執行の大幅な欠落
	(金銭的債務については滞納処分が規定されているが、) 非金銭的な債務については、行政代執行法のみで、間接強制がなく、かつ、直接強制は数件にしかすぎないこと。自治体は自ら条例化できないこと等。
②	無許可等で事業する者に対する行政対応の欠落
	無許可、無登録業者等について、直罰のみで、業務中止命令の規定がないこと(例外として金商法192条)、広告禁止規定もないこと等。
③	法令違反をしてもお咎めが緩やか
	違反が見つかって、現在と将来の是正だけでよく、課徴金納付命令や、違法収益のはく奪の規定が基本的に欠けていること等。

②の点については、デジタル取引を通じ、海外事業者も日本において事業ができてしまうことを踏まえると、刑事罰(刑事訴訟のためには被告人の在廷が基本的に必要)だけでは十分でない。

また、日本は、違法行為者のみに対して刑事罰を課す法令が多いが、違法行為を行っている者の特定が困難な場合などもあるため、無登録業者等による違法行為に係る広告禁止規定も検討されてよい(薬機法66条参照)。

そして、違法業者の名称を公表して、その者との取引の自粛を促すという手法も考えられる所である。ただ、公表情報を知った者がどう動くか次第であり、非常に強力になりうる一方で、まったく空振りのこともある(例: コロナ営業自粛に非協力的なパチンコ店名の公表)。

なお、違法業者等の名称公表措置は、基本的に行政処分には該当しないと考えられる(今は多数説か)。但し、「公表対象者との取引禁止」等の規定(例: テロ資金凍結法9条参照)があれば、行政処分性が認められるであろう。

行政処分に該当しないとしても、行政庁が誤った公表をしないよう、弁明機会と訴訟機会を確保することは重要である。また、公表にも、「忘れられる権利」があるとするれば、その点の手当(公表期間の明示等)も有用かもしれない。この観点からは、行政手続法に法令違反に関する公表の手続きの規定を置いたり、あるいは、閣議決定を行って手当をすることも有用かもしれない。

上記に加え、ある法令に適切な法令違反に対する適切

なサクション規定がない場合に、他法令に基づくサクション規定を活用することも選択肢としてありうる。

③の点については、米国では、課徴金(Civil Penalty)や、違法収益のはく奪(confiscation/forfeiture)などが広く認められているが、なぜか、日本では、同様な制度が導入されず、犯罪組織が、違法収益を保持しうるような実態となってしまっている。

(2) 考えられる対策について

近時登場した規制手法としては、(a) 共同規制、(b) 媒介者規制の手法がある。

(a) は、公的規制の一部に、自主規制を組み込む手法であるが、善良層・中間層(上)を対象とする規制であり、極悪層にはワークしにくい。

(b) は、公的規制のために、第三者の事業者に、その立場を用いた協力をさせ、当該協力について(場合によっては)民事免責を認めるという手法である。例えば、犯収法では、金融機関等に疑わしい取引の届出義務等を課すことで、[前提] 犯罪を抑止しようとしている。そして、公務員の守秘義務や疑わしい取引の届出の漏えい(Tipping Off)を禁止することで、金融機関が疑わしい取引の届出について民事責任を追及されないよう確保している。

なぜか、立法に縁遠い手法としては、(i) 違法収益を超えた損をさせる手法(例: 課徴金)、(ii) [被害者救済等の] 後始末をさせる手法(違法収益の保全・没収・配分)、(iii) 社会的に非難する手法(例: 直罰化)である。

(i) の課徴金は、日本でも、一部の法令では規定があるが、なかなか広まっていない。

(ii) については、刑事法との関係では、組織犯罪法に基づき没収した財産を犯罪被害回復給付金支給法に基づいて被害者に給付できたり、民事法との関係では、振込詐欺救済法に基づき、振込詐欺等の被害者に支払が行われることがあるが、行政法との関係では、米国のような規定(民事没収と配分)は存在しない。

収益納付命令規定を設け、集めたお金を被害者に配分する規定を設けることは考えられるかもしれない。

また、特商法の7条に基づく措置として、顧客に被害告知し、返金等に応じる措置を命令する事例があったりするが、そのような措置命令の規定を各法にもうけるこ

とも考えられる。

上記の他、ドメイン等については、使用禁止命令、ドメイン管理者への供用停止命令も考えられる所である。

外国事業者との関係では、国内にコンタクトポイントを置かせること（会社法817条）について、執行強化により徹底することも考えられる。（中川教授による本発表の翌月に、法務省がGoogle等に対して、外国会社に関する会社法の規定に基づき日本における代表者の登記を促したという報道に接した。）

また、外国業者に対する国内法の域外適用の積極的活用との関係では、（あ）域外適用の可否は国内法の解釈の問題であり、明文規定は不要であること、（い）行政処分のための調査の一環としての外国に所在する者への電話や電子メール等は、外国の管轄権の侵害とならない

のではないかということ等についてのコメントがあった。

最後に、FATFからいろいろな外圧がかけられているが、FATFから指摘された点は、従来からあった問題が再提起されているだけであり、従前から存在した問題であるとの趣旨のまとめがあった。

8 最後に

犯罪対策との関係では、本研究会で取り上げたテーマの他にも、多数の問題があるものと認識しているが、本研究会が、犯罪対策を推進していく上で、多少なりとも、参考となる部分があったのであれば、幸甚である。

最後に、本研究会に参加いただいた皆様、及び、本企画を裏からサポートいただいた皆様（特に、法務研究財団の鈴木誠理事・江原繁一様）に深く感謝したい。

